

## 2017年 商品別共済金の支払件数・支払対象外件数

(共済金振込日2017年3月21日～2018年3月20日)

### (1)《たすけあい》《あいあい》

	死亡 重度障害	病气入院 事故入院	手術	事故通院	その他	合計
支払件数	7,329	314,080	176,948	548,831	64,075	1,111,263
免責および 支払対象外	359	3,045	18,520	15,456	886	38,266
告知義務違反 による解除	4	539	518	16	397	1,474
重大事由 による解除	0	3	0	33	0	36
支払非該当 件数合計	363	3,587	19,038	15,505	1,283	39,776

その他・・・女性特定病气入院共済金、家族死亡・重度障害共済金、親死亡・重度障害共済金、  
扶養者事故死亡・重度障害、住宅災害共済金、先進医療特約

### (2)《あいぷらす》

	死亡 重度障害	病气入院 事故入院	手術	がんの特約	合計
支払件数	8,021	119,878	16,422	17,726	162,047
免責および 支払対象外	81	1,476	1,577	1,671	4,805
がん無効	-	-	-	3	3
告知義務違反 による解除	0	109	120	128	357
重大事由 による解除	0	0	2	0	2
支払非該当 件数合計	81	1,585	1,699	1,802	5,167

### (3)《ずっとあい》

	死亡 重度障害	病气入院 事故入院	手術	合計
支払件数	133	31,136	22,729	53,998
免責および 支払対象外	14	263	2,170	2,447
告知義務違反 による解除	2	223	206	431
重大事由 による解除	0	0	0	0
支払非該当 件数合計	16	486	2,376	2,878

## 用語解説

用語	内容
支払対象外	ご請求内容が、規約に定める支払事由（各共済金の「お支払いする場合」）に該当しない場合、共済金をお支払いしません。
免責事項に該当	ご請求内容が、規約に定める免責事由（各共済金の「お支払いしない場合」）に該当すると判断した場合、共済金をお支払いしません。
告知義務違反による解除	契約者または被共済者が、契約の申し込みにあたって、故意または重大な過失により、告知事項について、事実を隠して申し込んだ場合や、事実でないことを記載して申し込んだ場合（告知義務違反）、契約引受団体は将来に向かってその契約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれていた掛金は返還しません。
重大事由による解除	共済加入後に、共済金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合や、共済金等のご請求に際して診断書偽造等の詐欺行為があった場合など、契約引受団体は将来に向かってその契約を解除することがあります。この場合、すでに払い込まれていた掛金は返還しません。

※詳しくは、ご契約のしおりをご参照ください。（記載の「ご契約のしおり」のページ番号は、2018年9月版のものです。お手元のしおりの種類・年度によっては、記載ページが異なる場合があります。）

ご契約のしおり：《たすけあい》 P. 50～53、66～68

《あいふらす》 P. 45～48、58～61

《ずっとあい》 P. 40～43、53～56

プラチナ 85 P. 46～49、62～65

## 事例

免責・解除事由	概要
支払対象外事例	手術共済金のご請求をいただきましたが、ご提出の書類から検査を目的とした手術であることを確認したため、支払対象外としました。
免責事由に該当	交通事故にて共済金のご請求をいただきましたが、事故状況を確認した結果、無免許運転中の事故であることが判明しました。 これは、ご契約のしおりに記載の免責事由「法令に定める運転資格を持たない運転中に生じた事故」に該当するため、共済金はお支払いできないこととなりました。
告知義務違反による解除	共済金のご請求をいただきましたが、審査の結果、加入前5年間に糖尿病の診断を受け、投薬治療を行っていたことが判明しました。これは加入時の告知事項に該当しますが、その事実について正しく告知いただけていませんでした。 このため告知義務違反として契約を解除し、共済金はお支払いできないこととなりました。